



NEWS

FUKUE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY

福江商工会議所ニュース



イベントのお知らせ

第31回五島椿まつり

2025.2月22日(土)～3月2日(日)

椿にちなんだイベント開催!!

第25回五島つばきマラソン

2025.3月2日(日)9:00スタート

スタート・ゴール 遣唐使ふるさと館

本誌の主な内容

- 福江商工会議所会頭 新年挨拶
- 日本商工会議所会頭 年頭挨拶
- 気象予報士×税理士 藤富 郷のクラウドな話
 - 103万円の二つの壁

●総務省からのお知らせ

- 「特定信書便事業」サービスを利用してみませんか!
- 実践的サイバー防御演習の受講申込
- 健康診断実施のご案内

— 福江商工会議所情報発信中 —

- 福江商工会議所ホームページ <http://www.fukue-cci.org/>
 - 福江商工会議所は、docomo無料wi-fiがご利用可能です。
- 皆様のご意見、ご要望がありましたらお寄せください。

新年挨拶

新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、新年を輝かしくお迎えのことと存じます。

さて、最近の日本経済は、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」の進捗に伴い、個人消費や設備投資等の内需がけん引する形で、GDP成長率は実質で1.3%程度、名目で3.0%程度と見込まれており、賃金上昇率も、2023年度を上回ると見込まれ、大方が足踏みしている状況と思えます。又、日銀短観による長崎県の景気も同様に緩やかに回復しており、観光は回復が続いている状況となっております。肝心の島内の経済状況であります、五島も緩やかに回復はしておりますが、企業のかつてない人手不足感の強まりと物価上昇は、島内事業者に厳しい影響を及ぼしており商工会議所としてはこれを大きな課題ととらえて今後、注視して行く必要があります。



福江商工会議所
会頭 清瀧 誠司

さらに、五島地域の事業主の高齢化による、事業承継問題も見過ごすことは出来ず、年々と大きく表面化し、これからの時代の街づくりに大きな影響を及ぼす不安材料の要因になると考えます。

その様な渦中において明るい兆しも多くあります。メディア効果によって五島の知名度が全国区に押し上がったことで、観光客数も増加して、消費額も順調に推移しており、コロナ禍前まで回復傾向にあります。今後は、一元的な観光を脱して、量より質の向上を目指す観光、その一つとして商工会議所が企画し観光協会が運営している再生エネルギーをタイトルとした浮体式洋上風力発電フィールド視察は年々、来島者が増加し1,000名以上に達しており今後も増加傾向にあります。これこそ五島の特色を活かして差別化を図る、ワンランク上の観光スタイルと確信しております。

現在、厳しい島内の経済環境や多くの経営課題を抱えてはおりますが、小規模・中小企業者たる会員の繁栄と五島の経済を支えて行く事が目的であり使命でもあります。取りわけビジネストランスフォーメーション（通称：BX）とデジタルトランスフォーメーション（通称：DX）の推進サポートでは、現在の島内の企業を取り囲む環境下で、まずはDXの前提となる業務改革や業務変革であるBXを図る事でDXに繋げ、システム化やIT化により新たな企業価値が生まれます。又、人手不足の解消手段として外国人材の受入やDXによる業務効率化によるワークライフバランスに結び付くものと捉えております。会員の皆様は、人手不足と脱炭素化の課題対策が急がれますのでBX、DXの推進を宜しくお願いいたします。

福江商工会議所は、本来の融資、労働、税務などの伴走型経営相談の強化併せて事業承継や事業の再生サポート支援の実施を行う事で、経営の効率化や企業の価値の向上を継続的に支援して行きます。加えて地域を代表する経済団体として、観光客の誘致にかかる「五島つばき空港」の給油施設の設置、クルーズ船受入の「福江港」港湾整備についても五島市をはじめする地域行政と連携を取りながら長崎県や国に要望して行きたいと考えております。

令和7年の新年を迎え、地域を代表する経済団体として福江商工会議所は、課された責任と使命を全うすべく、役員・議員一丸となって事業に邁進していく所存であります。

最後になりましたが、会員の皆様にはさらなるご支援、ご協力を切にお願い申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。

年頭所感

—新たな成長への飛躍の年に—

明けましておめでとうございます。

2025年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

さて、昨年は内外ともに不透明かつ混迷の度合いが深まった1年でした。世界ではロシアによるウクライナ侵略の長期化に加え、中東情勢の悪化など、地政学的リスクが拡大しました。また、経済面では米国経済が堅調さを維持する一方で、中国経済の停滞が懸念される年になりました。加えて、昨年は主要国で選挙が相次ぎ、米国では4年ぶりにトランプ氏が次期大統領に就任する結果となり、保護主義や自国第一主義の台頭に対する懸念が再び高まっています。

国内に目を転じますと、1月の能登半島地震や9月の奥能登豪雨といった痛ましい災害に見舞われた1年でありました。また、秋の衆院選では与党が30年ぶりに過半数を大きく下回り、少数与党へ転じるなど政治的変動が生じる一方で、経済では、歴史的円安や物価高が続く中、設備投資は好調で日経平均株価も史上初の4万円台を記録しました。日本銀行はマイナス金利の解除に踏み切るなど、金融政策にも大きな転換点が訪れました。特に昨年は「賃上げ」をテーマとした1年でもあり、中小企業の賃上げ率も3%台半ばに達するなど、物価と賃金の好循環に向けた大きな一歩を踏み出した1年であったと総括できます。企業の自助努力とともに、官民を挙げた価格転嫁の取り組みが効果を示した結果ではありますが、賃上げを行った中小企業の約6割が収益改善を伴わない中で、人手確保のための防衛的賃上げを迫られたことも事実です。賃上げのモメンタムをいかに持続可能な形に転換するかが、停滞から成長のステージに向けた今年の大きな課題となります。



日本商工会議所
会頭 小林 健

(成長の両輪は中小企業の強化と地方創生)

日本は経済立国であり、経済成長なくして将来はありません。デフレ脱却を確実にし、成長型経済への転換を進めるためには、GDPの6割を占める個人消費の拡大が不可欠です。その実現は、全企業数の99.7%、就業人口の約7割、地方部では約9割を担う中小企業・小規模事業者の生産性向上と持続的な賃上げにかかっているといっても過言ではありません。成長の両輪の一つは中小企業であり、そのデジタル化、省力化投資を含めた設備投資、技術革新、知的財産の活用・保護といった生産性向上への不断の努力と自己変革によって付加価値を高め、賃上げ原資を生み出す必要があります。われわれ商工会議所は本年もこうした前向きな挑戦を続ける中小企業を全力で支援してまいります。また、労務費を含む価格転嫁対策のさらなる推進やBtoCでは企業側の「値を上げる勇氣」も必要です。消費者にも「良いサービス、良いモノには値が付く」という認識を持っていただき、国民全体のデフレマインドを払拭することも今年の大きなテーマでありますので、消費者意識の改革とともに経済環境の改善を目指していきたく思います。

また、成長の両輪のもう一つは「地方創生」です。地方の発展なくして日本の再生はありません。政府、地方自治体、民間が三位一体となり、地域への人材・投資の呼び込みや「稼ぐ産業」の育成、インフラ整備などを通じて地域の経済循環を強化し、地域の強みと潜在力、いわゆる「地域力」を引き上げるべく全力を傾ける年にしなくてはなりません。地域の経済インフラを担う中小企業および小規模事業者の強化は、地方創生の取り組みとも表裏一体です。政府・地方自治体には両者を成長の両輪と位置づけ、地域ごとの特性を踏まえた成長戦略の策定と実行を強く求めたいと思いますし、われわれ全国515の商工会議所も地域経済の再生・活性化の先導役として、さらに活動を強化できる1年にしなくてはなりません。

(大阪・関西万博の成功を大きな成長の弾みに)

本年4月には大阪・関西万博が開幕いたします。停滞から成長への転換点にあるタイミングでの開催は、象徴的かつ歓迎すべきことであります。「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする20年ぶりの万博開催が、新たな未来をつくる起爆剤となるよう、全国の商工会議所一丸となって盛り上げてまいりましょう。わが国全体の未来に向けて成長に弾みのつく万博となることを切に願ひ、皆さまの一層のご支援とご協力を心からお願い申し上げます。

「103万円の二つの壁」



2024年10月の衆議院議員総選挙より、「103万円の壁」の話題で持ち切りになりました。働きたくても働き控えをせざるを得ない情勢に、課税の基準の引き上げの動きが出ています。実はこの年収103万円超という課税基準には、影響を受けるものが二つあります。一つは収入を得る本人、もう一つは扶養している親などです。

まず一つ目の本人への影響とは、所得税の負担が始まる基準になることです。給与の場合、基礎控除の48万円と給与所得控除の55万円を足した103万円を超えると所得税が発生します。ただし、年収103万円を超えたら全額に所得税が発生するわけではありません。例えば、104万円の収入があった場合、所得税は1万円に対して5%で500円です。勤務を増やしても急に大きな負担が生じることはありません。加えて、学生の場合は勤労学生控除が27万円ありますので、所得税が発生する壁は130万円まで緩和され、それほど厳しいものではなさそうです。

二つ目の扶養している親などへの影響ですが、子の収入が103万円を超えない場合、親の所得が控除されます。扶養控除といい、親の所得税が軽減される基準となります。特に19~22歳の子がいる場合、63万円も控除できることになっています。ところが、子の収入が103万円を超えると、一切の控除が受けられなくなります。親の所得税率が10%の場合、所得税が年間6万3千円かかり、同じく控除がなくなる住民税4万5千円も含めると、親の税負担は合計10万8千円も増えることとなります。

テレビで大学生のインタビューを見ると、「親から103万円を超えないと言われる」という意見が多くありました。働き控えは自分の意志というより、親の所得控除への影響の方が多大であると考えられます。「103万円の壁」は、収入を得る本人の基礎控除を上げる議論ばかり進んでいます。手取りが増えるメリットはありますが、税金が減ることや高額所得者ほど得をしてしまうというデメリットも浮かび上がります。その点、扶養控除の基準の引き上げは、そのデメリットが抑えられます。扶養控除の範囲内であれば、子が収入を上げて親の税額には影響がなく、全体の税金が今より減ることもありません。基準額にもよりますが、学生は親の意向ではなく、自分の意志で働く時間を決めやすくなるのではないのでしょうか。基礎控除を上げて扶養控除がそのままであれば、親の意向で「103万円の壁」が残るため、扶養控除の基準の引き上げも必要になると考えられます。

皆さまがこのコラムを読まれる頃には、ある程度の方向性が決まっていると思います。103万円には壁が二つあり、働きたい気持ちを邪魔しない税の仕組みになることを願っています。

◇藤富 郷／ふじとみ・ごう

気象予報士、税理士。埼玉県三郷市生まれ。早稲田大学大学院理工学研究科修了。大学院在学中に気象予報士に登録。日本テレビ「スッキリ」に気象キャスターとして出演しながら税理士試験に合格し、2016年に開業。21年に越谷税務署長表彰受賞。趣味の鉄道では、鉄道イベント出演や時刻表、鉄道模型雑誌にコラムを寄稿。プログラミングやダムにも造詣が深く、“複業”として得意を組み合わせる幅広く活躍中。地元の「三郷市PR大使」を務めるなど、地域との関わりも深めている。

「特定信書便事業」のサービスを利用してみませんか！

【信書の送達に関する制度】

・平成15年4月、民間事業者による信書の送達に関する法律（信書便法）が施行され、これまで国の独占とされていた信書の送達事業について民間事業者の参入が可能となっています。
 ・事業の開始には許可等が必要です。信書便法は参入の条件、申請の手続などについて規定しています。

詳細はこちら



更に詳細はこちら



※「信書」とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」（郵便法第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第1項）

※詳細は、九州総合通信局の下記ホームページをご参照ください。

<https://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/other/index.html#b>



【信書制度周知用チラシ】
https://www.soumu.go.jp/main_content/000935827.pdf

【問合せ先】九州総合通信局信書便監理室 TEL:096-326-7847 E-mail:kyusyu-shinshobin@soumu.go.jp

マルウェア感染や情報漏洩等のインシデント対応に求められる分析・判断・報告などに必要なスキルが身につきます！



実践的サイバー防御演習の受講申込

演習の特徴

- ◆演習は「オンライン演習（プレCYDER）」。
- ◆集合演習は実際の環境を再現したリアルなネットワーク環境を利用。
- ◆受講者はパソコンを操作しながら、検知・連絡受付からトリアージ（優先順位付け）、対応、報告・公表、事後対応といったインシデント対応の流れを体験。



開催日

オンライン演習（プレCYDER）：
 10月17日9:00に開講及び申込開始予定
 ◆プレCYDER：令和7年1月31日まで受講可能

申込み先

国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）のホームページから申込みをお願いします。

<https://cyder.nict.go.jp/>

演習の詳細な情報はこちら▼▼▼



お申込み



ホームページはこちら

【問合せ先】総務省九州総合通信局総務部サイバーセキュリティ室 TEL:096-326-7848 E-mail:security-kyushu@soumu.go.jp

健康診断実施のご案内

《協賛》福江商工会議所・一般社団法人 長崎県労働基準協会 五島支部

〔会員事業場様だけの特別料金制度です〕

福江商工会議所様と一般社団法人 長崎県労働基準協会 五島支部様の協賛で会員事業場従業員様の定期健康診断を下記の通り実施いたします。

是非、この機会をご利用いただき皆様の健康管理にお役立ていただければと存じます。

お申し込みの程、宜しくお願ひ申し上げます。

記

【日 時】 令和7年5月20日(火)・21日(水)・22日(木)・23日(金)・24日(土) [5日間実施します]

【時 間】 午前受付時間⇒9:00～11:30 / 午後受付時間⇒14:00～15:30

※ご注意：5月20日(火)のみ午前受付は9:30開始です。

5月24日(土)は午前のみ実施で午後は実施いたしません。

※5月20日(火)の9:30～11:00は女性の方を優先とさせていただきます。(先着申込み優先)

つきましては5月20日(火)のみ男性の方は11:00～の受付となります。

【実施場所】 福江文化会館 展示室 (〒853-0018 五島市池田町1番2号 Tel 0959-72-5741)

【申込方法】 同封の「健診申込書」に必要事項をご記入の上、下記申込書送付先へFAXもしくはご郵送下さい。

【お問い合わせ先】 実施健診機関担当者 (中山携帯070-1443-3606) へ直接ご連絡ください。

〔一般健康診断〕

項目	内 容	料金(税込)	摘 要
A コー ス 協会健保管掌 一般健診 【生活習慣病予防健診】 (全項目)	●問診 ●医師診察 ●身長・体重測定 ●血圧測定 ●腹囲測定 ●尿検査(糖、蛋白、潜血) ●視力検査 ●聴力検査 (オージオメトリー) ●心電図検査(安静時12誘導) ●胸部X線(直接)撮影 ●胃部X線(直接)撮影 ●大腸がん検査(便潜血2日法) ●血液検査 貧血検査(赤血球数、白血球数、Ht、Hb) 肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP、ALP) 血中脂質検査(総コレステロール、中性脂肪、 HDLコレステロール、LDLコレステロール) 糖尿病検査(血糖)、腎機能検査(クレアチニン) 痛風検査(尿酸)	5,282円	35歳以上の 協会健保加入者で 生活習慣病予防健診を ご希望の方
B コー ス 定期健康診断 一般健診 【安衛法項目】 (全項目)	●問診 ●医師診察 ●身長・体重測定 ●血圧測定 ●腹囲測定 ●尿検査(糖、蛋白、潜血) ●視力検査 ●聴力検査 (オージオメトリー) ●心電図検査(安静時12誘導) ●胸部X線(直接)撮影 ●血液検査 貧血検査(赤血球数、白血球数) 肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP) 血中脂質検査 (中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール) 糖尿病検査(血糖)	7,150円	上記以外の方

【ご注意：Aコースをご希望の方は午前中のみのお受付となります。】



毎日を健やかに、心豊かにおくるために！
定期的な健診と健康づくりを。

◆実施健診機関の五島市における主な受診団体実績◆

五島自動車(株)グループ様・ことう農業協同組合様・
 (株)つばき屋グループ様・(株)浜口水産様・(有)イーウィンド様・
 (有)橋本組様・ダイレックス(株)様・(株)ダイキョープラザ様・
 佐川急便(株)様・(株)十八親和銀行様・(社福)五島会五島福寿園様・
 (株)ディゾールHPI様

など多数の団体様が受診されております。

《実施健診機関》 一般財団法人 医療情報健康財団

〒812-0025 福岡県福岡市博多区店屋町4-15 興新ビル 4階

Tel (092) 272-2391 Fax (092) 272-2392 <http://www.kenko-zaidan.or.jp>

《申込書送付先》 一般財団法人 医療情報健康財団 佐世保事務所 中山宛 (携帯070-1443-3606)

〒857-1161 長崎県佐世保市大塔町1730-15 2階 Tel (0956) 37-6168 Fax (0956) 37-6169